

亘理町地域防災計画新旧対照表

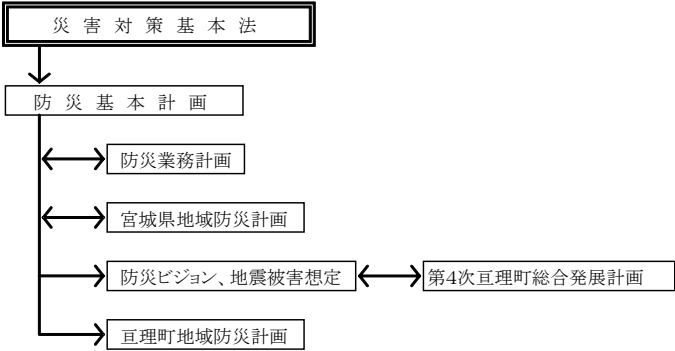
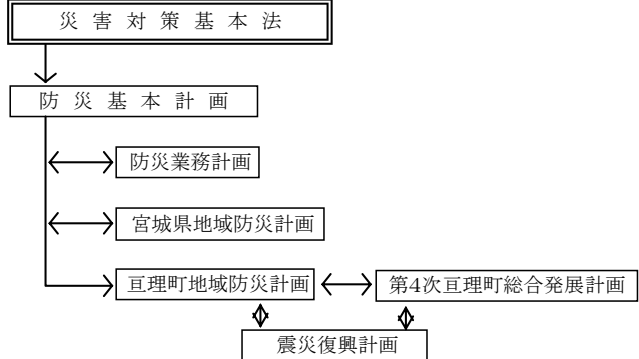
地震対策編

(第1章 総則)

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき互理町の地域に係る防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期するものである。 (日本海溝特措法編 第1章 総則より)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号、以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> </div>	<p>第1節 計画の目的と構成</p> <p><u>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波(以下、東日本大震災という。)は、互理町の沿岸全域を襲い、多くの尊い命が失われるとともに、多くの家屋が損壊・喪失し、さらに、道路・鉄道をはじめとする公共交通網や電気、上下水道、通信、燃料など生活に不可欠なライフライン・物流が破壊・寸断されるなど、我が国の戦後最大規模といわれる未曾有の被害が生じた。</u></p> <p><u>このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。</u></p> <p><u>また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていく。</u></p> <p>第1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき互理町の地域に係る<u>地震防災対策</u>に関し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期するものである。</p> <p><u>また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。</u></p>	<p>町復興計画の反映</p> <p>防災基本計画の反映</p>

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p>第2 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、亘理町防災会議が策定する計画であり、亘理町における防災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。</p> <p>また、この計画は、防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。</p>  <p>第3 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災対策の確立に万全を期す。</p>	<p>第2 計画の性格</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、亘理町防災会議が策定する計画であり、亘理町における<u>地震</u>防災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。</p> <p>また、この計画は、防災関係機関がとるべき<u>地震</u>防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、<u>基本的大綱を示す</u>ものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。</p> <p><u>町では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして、行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。</u></p>  <p>第3 計画の修正</p> <p>1 修正の概要</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは<u>速やかに</u>修正し、防災対策の確立に万全を期す。</p> <p>2 見直し方針</p> <p>(1) <u>東日本大震災の教訓の反映</u></p> <p><u>東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本町に甚大</u></p>	

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p>第4 計画の構成</p> <p>本計画は下記のとおり構成するものとし、それぞれの災害の各段階における諸施策を「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興対策」及び「津波対策」に示している。また、第3編は「資料編」として、本計画に関わる関連資料を掲げた。</p>	<p><u>な被害をもたらした。</u></p> <p><u>町は、東日本大震災による被災状況や海辺に低平地が広がる本町の地形的条件などを踏まえ、これまで実施してきた地震防災対策の一層の強化を図るとともに、津波防災対策については、ハード・ソフトの両面の策を講ずることにより、大津波が起こっても生命が守られる、安全・安心なまちづくりを目指す。</u></p> <p>(2) <u>各種団体及び関係機関との意見交換会や庁内調整会議等の結果反映</u></p> <p><u>震災時にかかわりが大きかった各種団体や関係機関の方々との意見交換や、庁内調整会議でのさまざまな視点からの意見や課題、要望を反映し、町全体が一体感を持ってあらゆる災害に対応できる計画策定を目指す。</u></p> <p>(3) <u>県の検証結果等の反映</u></p> <p><u>東日本大震災の主な特徴としては、「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、町の被災現地調査や、県がまとめた「宮城県の6か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直す。</u></p> <p>(4) <u>国の防災基本計画の見直し内容の反映</u></p> <p><u>国の防災基本計画の見直しを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「亘理町地域防災計画(地震対策編)」の見直しに反映する。</u></p> <p><u>本計画策定時点でも、国、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、国、県等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。</u></p> <p>第4 計画の構成</p> <p>本計画は下記のとおり構成するものとし、それぞれの災害の各段階における諸施策を「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興対策」に示している。また、第4編は「資料編」として、本計画に関わる関連資料を掲げた。</p>	<p>町の復興基本方針より</p>

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備 考
<div data-bbox="123 300 884 494" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A[亶理町地域防災計画] --- B[第1編 震災対策編] A --- C[第2編 風水害対策編] A --- D[第3編 資料編] B --- E[日本海溝特措法編] </pre> </div> <p data-bbox="107 563 340 592">第5 計画の習熟等</p> <p data-bbox="107 596 987 732">町及び防災関係機関は、平素から所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努めるとともに、住民に対しても計画の周知を図り、災害に対して町全体の対応能力を高めるものとする。</p>	<div data-bbox="1012 260 1668 518" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A[亶理町地域防災計画] --- B[第1編 地震対策編] A --- C[第2編 津波対策編] A --- D[第3編 風水害対策編] A --- E[第4編 資料編] </pre> </div> <p data-bbox="1003 555 1249 584">第5 計画の習熟等</p> <p data-bbox="1003 588 1883 730">町及び防災関係機関は、平素から所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努めるとともに、住民に対しても計画の周知を図り、災害に対して町全体の対応能力を高める。</p>	

第1章 総則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第1 目的 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び関係機関は防災体制を整備し、関係機関相互の連携を強化して<u>いくものとする</u>。 また、関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、災害防止のため相互に協力する<u>ものとする</u>。</p> <p>第2 防災組織</p> <p>1 防災会議 亙理町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく亙理町防災会議条例第3条の規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図る<u>もので災害情報の収集及び関係機関相互の連絡調整等を行う</u>ことを所掌事務とする。</p> <p>2 災害対策本部等 本町において災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づく亙理町災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。 災害発生の可能性、災害の状況などに応じ、必要と認めるときは災害警戒本部及び現地災害対策本部を設置する。</p> <p>第3 各機関の役割</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第1 目的 災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び関係機関は防災体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する。 また、関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。</p> <p>第2 防災組織</p> <p>1 防災会議 亙理町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく亙理町防災会議条例第3条の規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに<u>関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議する</u>ことを所掌事務とする。</p> <p>2 災害対策本部等 本町において災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づく亙理町災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。 災害発生の可能性、災害の状況などに応じ、必要と認めるときは災害警戒本部及び現地災害対策本部を設置する。</p> <p>第3 各機関の役割 <u>東日本大震災では、地震発生直後の「自力・家族」「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が、より明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。</u> <u>これらのことから、地域防災の推進は、「自助・共助」(市民、企業、自主防災組織等)と、「公助」(行政、防災関係機関等)が、それぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」を基本とする。</u></p>	<p>字句修正</p> <p>字句修正</p>

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p>8 住民</p> <p><u>住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、平素から自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、それぞれの立場において防災に寄与するよう努めるものとし、災害時には相互の生命の安全と保護を第一として、整然かつ迅速に行動するものとする。</u></p>	<div data-bbox="1057 256 1877 644" data-label="Diagram"> </div> <p>【自助・共助の基本】</p> <p>1 町民</p> <p><u>「自らの身の安全は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、企業、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い町民と地域を形成する。</u></p> <p><u>また、常に災害に対する備えを怠らず、3日分の食料や飲料水、生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。</u></p> <p><u>災害時には、共助の視点の下、隣近所や地域が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。</u></p> <p>2 企業</p> <p><u>日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。</u></p> <p><u>災害が発生した場合には、町、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰</u></p>	<p>災害対策基本法の反映</p>

第1章 総 則

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備考
<p><u>1</u> 亘理町 町は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等並びに住民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p><u>2</u> 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。</p> <p><u>3</u> 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力する。</p> <p><u>4</u> 県の機関 県の機関は、自ら防災活動を実施し、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務及び業務を援助する。</p> <p><u>5</u> 亘理地区行政事務組合消防本部 亘理地区行政事務組合消防本部は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自己の消防力の総力をあげ、また、必要に応じ他の消防機関からの応援を受け、防災関係機関と効果的に連携しながら消防活動を実施する。</p> <p><u>6</u> 亘理町消防団 亘理町消防団は、消防長又は消防署長の指揮の下、消防活動に従事する。また、町長の指示により消防活動以外の災害対策活動に従事する。</p> <p><u>7</u> 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るととも</p>	<p><u>宅</u>困難者対策等を積極的に行うよう努める。 <u>また、災害発生時においても、企業の重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。</u></p> <p>【公助の基本】</p> <p><u>3</u> 亘理町 町は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等並びに住民の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p><u>4</u> 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう<u>支援</u>、協力、指導、助言する。</p> <p><u>5</u> 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力する。</p> <p><u>6</u> 県の機関 県の機関は、自ら防災活動を実施し、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。</p> <p><u>7</u> 亘理地区行政事務組合消防本部 亘理地区行政事務組合消防本部は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自己の消防力の総力をあげ、また、必要に応じ他の消防機関からの応援を受け、防災関係機関と効果的に連携しながら消防活動を実施する。</p> <p><u>8</u> 亘理町消防団 亘理町消防団は、消防長又は消防署長の指揮の下、消防活動に従事する。また、町長の指示により消防活動以外の災害対策活動に従事する。</p> <p><u>9</u> 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るととも</p>	<p>備考</p> <p>字句修正</p>

第1章 総 則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備 考
<p>に、災害時には防災対策業務を行い町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>第4 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 宮城県</p> <p>(1)宮城県防災会議(以下「県防災会議」という。)の事務</p> <p>(2)宮城県災害対策本部(以下「県災対本部」という。)の事務</p> <p>(3)防災に関する施設・設備の整備</p> <p>(4)通信体制の整備・強化</p> <p>(5)防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報の実施</p> <p>(6)情報の収集・伝達及び広報</p> <p>(7)自衛隊への災害派遣要請</p> <p>(8)防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進</p> <p>(9)公共施設等の防災処置</p> <p>(10)交通及び緊急輸送の確保</p> <p>(11)災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護、救援</p> <p>(12)保健衛生、文教対策</p> <p>(13)自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>(14)市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整</p> <p>(15)被災建築物応急危険度判定、被災住宅地危険度判定事務に関する支援</p> <p>(16)その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>2 亘理町</p> <p>(1)亘理町防災会議及び亘理町災害対策本部に関する業務</p> <p>(2)防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導</p> <p>(3)防災に関する施設・設備の整備</p> <p>(4)防災訓練並びに教育及び広報の実施</p> <p>(5)災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告</p>	<p>に、災害時には防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。</p> <p>第4 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p><u>【亘理町及び宮城県】</u></p> <p>1 宮城県</p> <p>(1)宮城県防災会議及び宮城県災害対策本部に関する事務</p> <p>(2) 防災に関する施設・設備の整備</p> <p>(3) 通信体制の整備・強化</p> <p>(4) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報の実施</p> <p>(5) 情報の収集・伝達及び広報</p> <p>(6) 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>(7) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進</p> <p>(8) 公共施設等の防災処置及び災害復旧事業の計画・実施</p> <p>(9) 交通及び緊急輸送の確保</p> <p>(10)災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護、救援</p> <p><u>(11)火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策</u></p> <p>(12)保健衛生、文教対策</p> <p>(13)自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>(14)市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整</p> <p>(15)被災建築物応急危険度判定、被災住宅地危険度判定事務に関する支援</p> <p>(16) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>2 亘理町</p> <p>(1) 亘理町防災会議及び亘理町災害対策本部に関する業務</p> <p>(2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導</p> <p>(3) 防災に関する施設・設備の整備</p> <p>(4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施</p> <p>(5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告</p>	

第1章 総 則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備 考
<p>(6)避難の指示、勧告及び避難所の開設 (7)避難対策、消防、水防活動等防災対策の実施 (8)被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9)水、食料、その他の物資の備蓄及び確保 (10)清掃、防疫、その他保健衛生の実施 (11)危険物施設等の保守対策及び地震発生時における被害拡大防止のための応急対策 (12)公立小・中学校の応急教育対策 (13)自主防災組織の育成およびボランティア活動に対する支援</p> <p><u>(14)その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置</u></p> <p>3 亘理町教育委員会 (1)町立学校施設の災害対策 (2)町立学校の応急教育対策 (3)町立学校児童生徒の安全対策 (4)社会教育施設、社会体育施設の災害対策 (5)文化財の災害対策</p> <p>4 亘理地区行政事務組合消防本部 (1)亘理地区消防計画の策定に関する事務 (2)消防力の整備 (3)災害の予防、警戒及び防御活動 (4)災害時の避難、救助及び救急活動 (5)消防団との連絡調整及び情報の収集活動 (6)町災害対策本部の消防業務 (7)警戒警報等の広報・伝達 (8)自主防災組織の育成指導</p> <p>5 亘理町消防団 (1)災害の予防、警戒、防御活動 (2)災害情報の収集・伝達 (3)警戒警報等の広報・伝達 (4)災害時の避難、応急及び救護活動</p>	<p>(6)避難の指示、勧告及び避難所の開設 (7)避難対策、消防、水防活動等防災対策の実施 (8)被災者に対する救助及び救護並びに復興援助 (9)水、食料、その他の物資の備蓄及び確保 (10)清掃、防疫、その他保健衛生の実施 (11)危険物施設等の保守対策及び地震発生時における被害拡大防止のための応急対策 (12)公立小・中学校の応急教育対策 (13)自主防災組織の育成及びボランティア活動に対する支援 <u>(14)住民の自発的な防災活動の促進を図るための措置</u> <u>(15)その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置</u></p> <p>3 亘理町教育委員会 (1)町立学校施設の災害対策 (2)町立学校の応急教育対策 (3)町立学校児童生徒の安全対策 (4)社会教育施設、社会体育施設の災害対策 (5)文化財の災害対策</p> <p>4 亘理地区行政事務組合消防本部 (1)亘理地区消防計画の策定に関する事務 (2)消防力の整備 (3)災害の予防、警戒及び防御活動 (4)災害時の避難、救助及び救急活動 (5)消防団との連絡調整及び情報の収集活動 (6)町災害対策本部の消防業務 (7)警戒警報等の広報・伝達 (8)自主防災組織の育成指導</p> <p>5 亘理町消防団 (1)災害の予防、警戒、防御活動 (2)災害情報の収集・伝達 (3)警戒警報等の広報・伝達 (4)災害時の避難、応急及び救護活動</p>	<p>災害対策基本法の反映</p>

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p><u>6</u> 指定地方行政機関</p> <p>(1)東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所</p> <p><u>イ</u> 阿武隈川下流の洪水予報、水防警報の伝達等水防に関する業務</p> <p><u>ロ</u> 阿武隈川の改修維持補修、その他の管理</p> <p><u>ハ</u> 阿武隈川の災害復旧事業に関する業務</p> <p><u>ニ</u> 阿武隈川の災害応急工事に関する業務</p> <p>(2)東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所</p> <p><u>イ</u> 一般国道、指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持・その他の管理</p> <p><u>ロ</u> 一般国道、指定区間の災害応急工事の実施</p> <p><u>ハ</u> 一般国道、指定区間の交通確保</p> <p>(3)東北農政局地域第3課</p> <p><u>イ</u> 災害時における主要食料等の需給対策</p> <p>(4)仙台森林管理署</p> <p><u>イ</u> 森林治山・治水による災害防除</p> <p><u>ロ</u> 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理</p> <p><u>ハ</u> 山火事防止対策</p> <p><u>ニ</u> 災害時における木材の供給</p>	<p>【指定地方行政機関】</p> <p><u>6</u> 東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼出張所</p> <p>(1) 阿武隈川下流の洪水予報、水防警報の伝達等水防に関する業務</p> <p>(2) 阿武隈川の改修維持補修、その他の管理</p> <p>(3) 阿武隈川の災害復旧事業に関する業務</p> <p>(4) 阿武隈川の災害応急工事に関する業務</p> <p><u>7</u> 東北地方整備局仙台河川国道事務所岩沼国道維持出張所</p> <p>(1) 一般国道、指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持・その他の管理</p> <p>(2) 一般国道、指定区間の災害応急工事の実施</p> <p>(3) 一般国道、指定区間の交通確保</p> <p><u>8</u> 東北農政局</p> <p>(1) 災害時における主要食料等の需給対策</p> <p><u>9</u> 東北森林管理局仙台森林管理署</p> <p>(1) 山火事防止対策</p> <p>(2) 災害時における木材の供給</p> <p><u>10</u> 仙台管区気象台</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>(2) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備</p> <p>(3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達</p> <p>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p>(5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力</p>	<p>組織変更</p>

第1章 総 則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備 考
<p><u>7</u> 自衛隊</p> <p>(1) 陸上自衛隊東北方面隊第2施設団</p> <p>イ 災害発生時における人命及び財産の保護のための救援活動</p> <p>ロ 災害時における応急復旧活動</p> <p>ハ 災害時における<u>緊急医療活動</u></p> <p><u>8</u> 指定公共機関</p> <p>(1) 亶理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亶理逢隈郵便局</p> <p>イ 災害時における郵便業務の確保</p> <p>ロ 災害時における郵政事業にかかる特別事務取扱及び援護対策</p> <p>(2) 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</p> <p>イ 鉄道施設の整備保全</p> <p>ロ 災害時における救助物資及び人員の輸送確保</p> <p>ハ 施設利用者の救護及び避難誘導</p> <p>ニ 抑止列車の乗客の代行輸送の確保</p> <p>ホ 旅客の給食確保</p> <p>ヘ 通信網の確保</p> <p>ト 鉄道施設の復旧保全</p> <p>チ 列車運行の広報活動</p> <p>(3) 日本貨物鉄道株式会社東北支社</p> <p>イ 災害時における救助物資及び人員の輸送確保</p> <p>(4) 東日本電信電話株式会社宮城支店</p> <p>イ 通信ネットワークの信頼性向上</p> <p>ロ 災害時の早期復旧及び気象予警報の伝達</p> <p>ハ 通信輻輳の緩和及び重要な通信確保</p>	<p>(6) <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等</u></p> <p>(7) <u>県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</u></p> <p>【自衛隊】</p> <p><u>11</u> 上自衛隊東北方面隊第2施設団</p> <p>(1) 災害発生時における人命及び財産の保護のための救援活動</p> <p>(2) 災害時における応急復旧活動</p> <p>(3) 災害時における<u>応急医療・救護活動</u></p> <p>【指定公共機関】</p> <p><u>12</u> <u>日本郵便株式会社（亶理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亶理逢隈郵便局）</u></p> <p>(1) 災害時の業務運営の確保</p> <p>(2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い</p> <p><u>13</u> 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社</p> <p>(1) 鉄道施設の整備保全</p> <p>(2) 災害時における救助物資及び人員の輸送確保</p> <p>(3) 施設利用者の救護及び避難誘導</p> <p>(4) 抑止列車の乗客の代行輸送の確保</p> <p>(5) 旅客の給食確保</p> <p>(6) 通信網の確保</p> <p>(7) 鉄道施設の復旧保全</p> <p>(8) 列車運行の広報活動</p> <p><u>14</u> 日本貨物鉄道株式会社東北支社</p> <p>(1) 災害時における救助物資及び人員の輸送確保</p> <p><u>15</u> 東日本電信電話株式会社宮城支店</p> <p>(1) 通信ネットワークの信頼性向上</p> <p>(2) 災害時の早期復旧及び気象警報等の伝達</p> <p>(3) 通信輻輳の緩和及び重要な通信確保</p>	<p></p> <p>社名変更</p> <p>字句修正</p>

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備 考
<p>(5)東北電力株式会社岩沼営業所 <u>イ</u> 電力供給施設の防災対策 <u>ロ</u> 災害時における電力供給の確保</p> <p>(6)日本通運株式会社仙南支店 <u>イ</u> 災害対策に必要な物資の輸送確保 <u>ロ</u> 災害時の応急輸送対策</p> <p>(7)東日本高速道路株式会社東北支社 <u>イ</u> 高速道路施設の維持管理(仙台東部道路及び常磐自動車道) <u>ロ</u> 高速道路等の交通確保 <u>ハ</u> 災害時における情報の収集及び伝達 <u>ニ</u> 災害復旧工事の実施</p> <p>9 指定地方公共機関 (1)宮城交通株式会社名取営業所 <u>イ</u> 災害時における緊急避難輸送 <u>ロ</u> 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達 <u>ハ</u> 災害非常時における無線通信による情報の伝達</p> <p>(2)社団法人宮城県トラック協会仙南支部 <u>イ</u> 災害時における緊急物資のトラック輸送確保</p> <p>(3)社団法人宮城県エルピーガス協会<u>亘理</u>支部 <u>イ</u> 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保</p> <p>10 警察機関 (1)<u>亘理</u>警察署 <u>イ</u> 災害情報の収集伝達 <u>ロ</u> 被災者の救出及び負傷者の救護 <u>ハ</u> 行方不明者の捜索 <u>ニ</u> 死者の検視・見分 <u>ホ</u> 交通規制及び交通秩序の確保</p>	<p>16 東北電力株式会社岩沼営業所 <u>(1)</u> 電力供給施設の防災対策 <u>(2)</u> 災害時における電力供給の確保</p> <p>17 日本通運株式会社仙南支店 <u>(1)</u> 災害対策に必要な物資の輸送確保 <u>(2)</u> 災害時の応急輸送対策</p> <p>18 東日本高速道路株式会社東北支社 <u>(1)</u> 高速道路施設の維持管理(仙台東部道路及び常磐自動車道) <u>(2)</u> 高速道路等の交通確保 <u>(3)</u> 災害時における情報の収集及び伝達 <u>(4)</u> 災害復旧工事の実施</p> <p>【指定地方公共機関】 19 株式会社ミヤコーバス名取営業所 <u>(1)</u> 災害時における緊急避難輸送 <u>(2)</u> 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達 <u>(3)</u> 災害非常時における無線通信による情報の伝達</p> <p>20 公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部 <u>(1)</u> 災害時における緊急物資のトラック輸送確保</p> <p>21 社団法人宮城県エルピーガス協会<u>仙南第3</u>支部 <u>(1)</u> 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保</p> <p>【警察機関】 22 <u>亘理</u>警察署 <u>(1)</u> 災害情報の収集伝達 <u>(2)</u> 被災者の救出及び負傷者の救護 <u>(3)</u> 行方不明者の捜索 <u>(4)</u> 死者の検視・見分 <u>(5)</u> 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持</p>	<p>字句修正</p>

第1章 総則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
<p> <u>ハ</u> 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 <u>ト</u> 避難誘導及び避難場所の警戒 <u>チ</u> 危険箇所の警戒 <u>リ</u> 災害警備に関する広報活動 </p> <p> <u>11</u> 県の機関 <u>(1)</u> 仙台地方振興事務所（総務班、管理班、税務班、振興班、出納班） <u>イ</u> 災害情報の収集 <u>ロ</u> 通信情報対策 <u>ハ</u> 広報対策 <u>ニ</u> 自衛隊の災害派遣 <u>ホ</u> 相互応援対策 <u>ヘ</u> 消防対策 <u>ト</u> 県民相談及び復興意欲の振興 <u>チ</u> 消費流通の緊急対策 <u>リ</u> 各防災関係機関との連絡調整 </p> <p> <u>(2)</u> 仙台保健福祉事務所 <u>イ</u> 災害救助法に基づく救助事務 <u>ロ</u> その他生活福祉対策 </p> <p> <u>(3)</u> 仙台保健福祉事務所岩沼支所（塩釜保健所岩沼支所） <u>イ</u> 医療救護活動 <u>ロ</u> 防疫・保健衛生活動 <u>ハ</u> 給水・廃棄物処理対策 <u>ニ</u> その他食品・環境衛生対策 </p> <p> <u>(4)</u> 仙台地方振興事務所（農業振興部、農業農村整備部） <u>イ</u> 食料対策 <u>ロ</u> 農林業対策 <u>ハ</u> 農業用排水施設対策 <u>ニ</u> 農業用地等の災害防止対策 </p>	<p> <u>(6)</u> 犯罪の予防、その他社会秩序の維持 <u>(7)</u> 避難誘導及び避難場所の警戒 <u>(8)</u> 危険箇所の警戒 <u>(9)</u> 災害警備に関する広報活動 </p> <p> 【県の機関】 <u>23</u> 仙台地方振興事務所（総務部、地方振興部） <u>(1)</u> 災害情報の収集 <u>(2)</u> 通信情報対策 <u>(3)</u> 広報対策 <u>(4)</u> 自衛隊の災害派遣 <u>(5)</u> 相互応援対策 <u>(6)</u> 消防対策 <u>(7)</u> 県民相談及び復興意欲の振興 <u>(8)</u> 消費流通の緊急対策 <u>(9)</u> 各防災関係機関との連絡調整 </p> <p> <u>24</u> 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所） <u>(1)</u> 医療救護活動 <u>(2)</u> 保健衛生活動 <u>(3)</u> 災害救助法に基づく救助事務 <u>(4)</u> その他生活福祉対策 </p> <p> <u>25</u> 塩釜保健所岩沼支所 <u>(1)</u> 医療救護活動 <u>(2)</u> 防疫・保健衛生活動 <u>(3)</u> 給水・廃棄物処理対策 <u>(4)</u> その他食品・環境衛生対策 </p> <p> <u>26</u> 仙台地方振興事務所（農業振興部、農業農村整備部） <u>(1)</u> 食料対策 <u>(2)</u> 農林業対策 <u>(3)</u> 農業用排水施設対策 <u>(4)</u> 農業用地等の災害防止対策 </p>	

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p>ホ 土地改良事業対策</p> <p>(5)仙台土木事務所 <u>イ</u> 水防対策 <u>ロ</u> 住宅対策 <u>ハ</u> 交通施設対策及び障害物の除去対策 <u>ニ</u> その他土木及び建築関係対策</p> <p>(6)仙台家畜保健衛生所 <u>イ</u> 防疫対策 <u>ロ</u> その他保健環境対策</p> <p>(7)仙台地方振興事務所(水産漁業部) <u>イ</u> 水産対策 <u>ロ</u> 漁港対策</p> <p>12 その他公共的団体 (1)みやぎ亘理農業協同組合 <u>イ</u> 農作物等の被害調査並びに営農指導 <u>ロ</u> 被害に伴う営農資金の貸与並びに斡旋</p> <p>(2)亘理名取地方農業共済組合 <u>イ</u> 災害時における農作物の被害調査並びに共済金の支払い <u>ロ</u> 農作物の災害予防対策</p> <p>(3)亘理土地改良区 <u>イ</u> 農地の保全並びに排水施設等必要な施設の災害応急対策</p> <p>(4)亘理町漁業協同組合 <u>イ</u> 気象情報、災害情報収受及び伝達 <u>ロ</u> 災害予防、防御及び拡大防止のための指導 <u>ハ</u> 災害時の緊急輸送及び捜索、救助の協力 <u>ニ</u> 漁具船舶の斡旋並びに金融の措置</p>	<p>(5) 土地改良事業対策</p> <p>27 仙台土木事務所 <u>(1)</u> 水防対策 <u>(2)</u> 住宅対策 <u>(3)</u> 交通施設対策及び障害物の除去対策 <u>(4)</u> その他土木及び建築関係対策</p> <p>28 仙台家畜保健衛生所 <u>(1)</u> 家畜防疫対策 <u>(2)</u> その他保健環境対策</p> <p>29 仙台地方振興事務所(水産漁港部) <u>(1)</u> 水産対策 <u>(2)</u> 漁港対策</p> <p>【その他公共的団体】 30 みやぎ亘理農業協同組合 <u>(1)</u> 農作物等の被害調査並びに営農指導 <u>(2)</u> 被害に伴う営農資金の貸与並びに斡旋</p> <p>31 亘理名取地方農業共済組合 <u>(1)</u> 災害時における農作物の被害調査並びに共済金の支払い <u>(2)</u> 農作物の災害予防対策</p> <p>32 亘理土地改良区 <u>(1)</u> 農地の保全並びに排水施設等必要な施設の災害応急対策</p> <p>33 宮城県漁業協同組合仙南支所 <u>(1)</u> 気象情報、災害情報収受及び伝達 <u>(2)</u> 災害予防、防御及び拡大防止のための指導 <u>(3)</u> 災害時の緊急輸送及び捜索、救助の協力 <u>(4)</u> 漁具船舶の斡旋並びに金融の措置</p>	

第1章 総 則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
<p>(5) 亶理町災害防止協議会・亶理町建設職連合会 <u>イ</u> 災害時における建設物復旧対策 <u>ロ</u> 災害時における下水道施設復旧対策</p> <p>(6) 亶理町水道工事指定業者連絡協議会 <u>イ</u> 災害時における水道施設復旧対策</p> <p>(7) 亶理山元商工会 <u>イ</u> 災害時における商店の被害調査 <u>ロ</u> 罹災者の生活を確保するための物資の斡旋 <u>ハ</u> 中小企業者等の災害復興資金の確保支援</p> <p>(8) 亶理郡医師会 <u>イ</u> 被災傷病者の医療及び救護 <u>ロ</u> 防疫及び衛生の協力</p> <p>(9) 亶理名取共立衛生処理組合 <u>イ</u> 被災地における、生活ごみ及びし尿の収集業務 <u>ロ</u> 廃棄物の処理</p> <p>(10) 各運送業者 <u>イ</u> 災害時における緊急輸送に関すること</p> <p>(11) 防災上重要な施設(医療機関、宿泊施設、スーパー、工場等) <u>イ</u> 防災保安施設の整備 <u>ロ</u> 災害時における施設利用者の避難誘導 <u>ハ</u> 災害時における救出、救護</p> <p>(12) 亶理地区防災安全協会(危険物取扱事業所) <u>イ</u> 各事務所に対する危険物の保安処置に関する教育</p>	<p>34 亶理町災害防止協議会・亶理町建設職組合 <u>(1)</u> 災害時における建設物復旧対策 <u>(2)</u> 災害時における下水道施設復旧対策</p> <p>35 亶理町水道工事指定業者連絡協議会 <u>(1)</u> 災害時における水道施設復旧対策</p> <p>36 亶理山元商工会 <u>(1)</u> 災害時における商店の被害調査 <u>(2)</u> 罹災者の生活を確保するための物資の斡旋 <u>(3)</u> 中小企業者等の災害復興資金の確保支援</p> <p>37 亶理郡医師会 <u>(1)</u> 被災傷病者の医療及び救護 <u>(2)</u> 防疫及び衛生の協力</p> <p>38 亶理名取共立衛生処理組合 <u>(1)</u> 被災地における、生活ごみ及びし尿の収集業務 <u>(2)</u> 廃棄物の処理</p> <p>39 各運送業者 <u>(1)</u> 災害時における緊急輸送に関すること</p> <p>40 防災上重要な施設(医療機関、宿泊施設、スーパー、工場等) <u>(1)</u> 防災保安施設の整備 <u>(2)</u> 災害時における施設利用者の避難誘導 <u>(3)</u> 災害時における救出、救護</p> <p>41 亶理地区防災安全協会(危険物取扱事業所) <u>(1)</u> 各事務所に対する危険物の保安処置に関する教育</p>	

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p>第3節 亙理町の概況</p> <p>第1 自然条件</p> <p>1 位置及び地勢</p> <p>本町は県都仙台市から 26.1 km南に位置し、東西 7.61 km南北 9.6 km、面積 73.21 km² の町であり、東は太平洋、西は角田市、南は山元町、北は阿武隈川を境に岩沼市と接している。</p> <p>福島県旭岳を源とする阿武隈川河川の沖積層によって肥沃な平地が形成されており、西部には阿武隈高地を北端とする海拔 50m 未満の丘陵が形成され、西に向かうにつれ標高 200m 未満の山が連なるなど、水と緑の自然に恵まれた町である。</p> <p>(1) 地 形</p> <p>阿武隈丘陵地帯 北端には海拔 50m 未満の丘陵が形成され、西に向かうにつれ標高 200m 未満の山々が連なり、稜線を境に角田市に接している。</p> <p>中央耕地帯 中央部は国道 6 号を中心に海拔 2.5～10m の平坦な耕地が東西に約 3 km、南北に 9.61 km の帯状にひらけている。</p> <p>太平洋沿岸地帯 東部は低湿地で海拔 0m に等しく、遠浅で白砂の海岸が単調な弧を描き、中に入江『鳥の海』が 2.1 km² の面積を有している。</p> <p>(2) 河川及び湖沼</p> <p>福島県旭岳を源と発する阿武隈川が岩沼市を境にして太平洋に注ぎ、雨期における増水甚しく、洪水の危険をしばしば引き起こしている。この川の本町に接する延長は 13,600m である。</p> <p>また、本町内の山頂から流入する小河川についても阿武隈川同様、雨期における増水甚しく、再三に亘り溢水等により、亙理地区を中心に床上床下浸水の被害を受けている。</p> <p>(3) 海 岸</p> <p>本町阿武隈川河口から山元町までの 7.41 kmの海岸線は、単調な曲線を描く砂丘海岸で、その間に入江である鳥の海などの潟湖が形成されている。</p> <p>(4) 漁 港</p> <p>鳥の海の一部を利用した漁港で延長 1,590m の岸壁を有し、漁船、</p>	<p>第3節 亙理町の概況</p> <p>第1 自然条件</p> <p>1 位置及び地勢</p> <p>本町は県都仙台市から 26.1 km南に位置し、東西 7.61 km南北 9.6 km、面積 73.21 km² の町であり、東は太平洋、西は角田市、南は山元町、北は阿武隈川を境に岩沼市と接している。</p> <p>福島県旭岳を源とする阿武隈川河川の沖積層によって肥沃な平地が形成されており、西部には阿武隈高地を北端とする海拔 50m 未満の丘陵が形成され、西に向かうにつれ標高 200m 未満の山が連なるなど、水と緑の自然に恵まれた町である。</p> <p>(1) 地 形</p> <p>阿武隈丘陵地帯 北端には海拔 50m 未満の丘陵が形成され、西に向かうにつれ標高 200m 未満の山々が連なり、稜線を境に角田市に接している。</p> <p>中央耕地帯 中央部は国道 6 号を中心に海拔 2.5～10m の平坦な耕地が東西に約 3 km、南北に 9.61 km の帯状にひらけている。</p> <p>太平洋沿岸地帯 東部は低湿地で海拔 0m に等しく、遠浅で白砂の海岸が単調な弧を描き、中に入江『鳥の海』が 2.1 km² の面積を有している。</p> <p>(2) 河川及び湖沼</p> <p>福島県旭岳を源と発する阿武隈川が岩沼市を境にして太平洋に注ぎ、雨期における増水甚しく、洪水の危険をしばしば引き起こしている。この川の本町に接する延長は 13,600m である。</p> <p>また、本町内の山頂から流入する小河川についても阿武隈川同様、雨期における増水甚しく、再三に亘り溢水等により、亙理地区を中心に床上床下浸水の被害を受けている。</p> <p>(3) 海 岸</p> <p>本町阿武隈川河口から山元町までの 7.41 kmの海岸線は、単調な曲線を描く砂丘海岸で、その間に入江である鳥の海などの潟湖が形成されている。</p> <p>(4) 漁 港</p> <p>鳥の海の一部を利用した漁港で延長 1,590m の岸壁を有し、漁船、</p>	

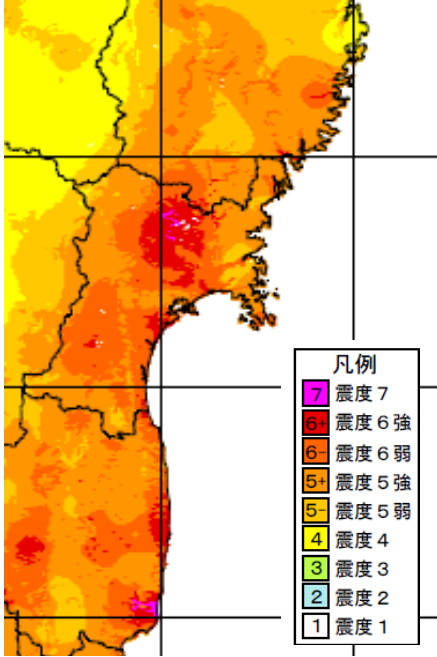
第1章 総 則

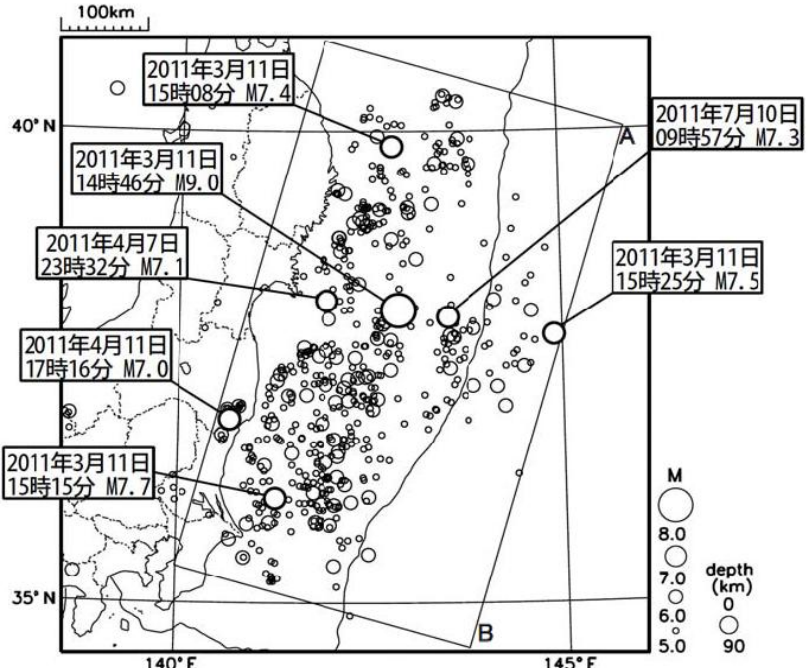
修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備 考
<p>遊漁船が係留されている。外洋には、南北導流堤により漁船の出入港の安全確保を図るため、漁港整備計画により拡張修築中である。</p> <p>2 地盤の状況</p> <p>本町の地形を大別すると、西の阿武隈高地と東の阿武隈川河岸平野となる。西側の阿武隈高地は硬岩(岩盤)を主とする地盤や、極軟岩を主とする地盤(新第三系鮮新統)であり、平地に向けて傾斜地で砂礫を主とする地盤になり、氾濫原・海岸平野堆積物である砂を主とする地盤、粘土を主とする地盤となっている。</p> <p style="text-align: center;">表層地盤区分図(省略)</p> <p>3 気 象</p> <p>本町は夏涼しく冬暖かい海洋型の気象で比較的温和であるが、太平洋沿岸地域の為、寒流暖流の影響を受け季節の気温が左右される。</p> <p>風向は、4～5 月が東風、6～9 月は南東風、10～1 月は西風、2～3 月は北西風となる。更に 10～3 月は乾燥した風のため火災が発生しやすい。</p> <p>また、5～7 月中旬ころまでは梅雨前線が停滞して雨期となり、7～9 月は台風の進行圏に入り水害に見舞われる可能性が高い。</p> <p>第2 社会条件</p> <p>1 交 通</p> <p>本町は、広域仙台都市圏の南玄関にあたり、圏域の発展を先導する道路網として、国道6号及び主要地方道塩釜亘理線、亘理大河原川崎線、相馬亘理線、亘理村田線、一般県道荒浜港今泉線、吉田浜山元線の幹線に加え、仙台東部道路亘理インターチェンジとその以北が完成し、現在、同インターチェンジ以南の常磐自動車道建設事業も着々と進んでいる。</p> <p>更には、公共交通機関として町を縦断する JR 常磐線は、町内に亘理、浜吉田、逢隈の3駅があり JR 仙台駅へは30分程度の近距離にある。</p> <p>2 人口の推移</p> <p>本町の人口は平成17年度国勢調査では <u>35,128</u> 人となっている。平成7年度の国勢調査では <u>33,034</u> 人であり、10年間に <u>2,094</u> 人増</p>	<p>遊漁船が係留されている。外洋には、南北導流堤により漁船の出入港の安全確保を図るため、漁港整備計画により拡張修築中である。</p> <p>2 地盤の状況</p> <p>本町の地形を大別すると、西の阿武隈高地と東の阿武隈川河岸平野となる。西側の阿武隈高地は硬岩(岩盤)を主とする地盤や、極軟岩を主とする地盤(新第三系鮮新統)であり、平地に向けて傾斜地で砂礫を主とする地盤になり、氾濫原・海岸平野堆積物である砂を主とする地盤、粘土を主とする地盤となっている。</p> <p style="text-align: center;">表層地盤区分図(省略)</p> <p>3 気 象</p> <p>本町は夏涼しく冬暖かい海洋型の気象で比較的温和であるが、太平洋沿岸地域の為、寒流暖流の影響を受け季節の気温が左右される。</p> <p>風向は、4～5 月が東風、6～9 月は南東風、10～1 月は西風、2～3 月は北西風となる。更に 10～3 月は乾燥した風のため火災が発生しやすい。</p> <p>また、5～7 月中旬ころまでは梅雨前線が停滞して雨期となり、7～9 月は台風の進行圏に入り水害に見舞われる可能性が高い。</p> <p>第2 社会条件</p> <p>1 交 通</p> <p>本町は、広域仙台都市圏の南玄関にあたり、圏域の発展を先導する道路網として、国道6号及び主要地方道塩釜亘理線、亘理大河原川崎線、相馬亘理線、亘理村田線、一般県道荒浜港今泉線、吉田浜山元線の幹線に加え、仙台東部道路亘理インターチェンジとその以北が完成し、現在、同インターチェンジ以南の常磐自動車道建設事業も着々と進んでいる。</p> <p>更には、公共交通機関として町を縦断する JR 常磐線は、町内に亘理、浜吉田、逢隈の3駅があり JR 仙台駅へは30分程度の近距離にある。</p> <p>2 人口の推移</p> <p>本町の人口は平成22年度国勢調査では <u>34,845</u> 人となっている。平成12年度の国勢調査では <u>34,770</u> 人であり、10年間に <u>75</u> 人増加</p>	

第1章 総 則

修正前（震災対策編）						修正後（地震対策編）						備考
<p>加しており、増加率は<u>5.9%</u>となっている。</p> <p>3 産業構造</p> <p>本町の産業は、昭和40年代に入って積極的な工場誘致や地域開発の進展など、経済社会情勢の変化に伴い産業構造が大きく変化している。生産高の順位で見ると第三次産業、第二次産業及び県内トップ水準の農業生産を主とする第一次産業の順となっている。</p>						<p>しており、増加率は<u>0.2%</u>とほぼ横ばいとなっている。</p> <p>3 産業構造</p> <p>本町の産業は、昭和40年代に入って積極的な工場誘致や地域開発の進展など、経済社会情勢の変化に伴い産業構造が大きく変化している。生産高の順位で見ると第三次産業、第二次産業及び県内トップ水準の農業生産を主とする第一次産業の順となっている。</p>						<p>宮城県地域防災計画の反映</p>
産業別就業者の割合						産業別就業者の割合						
区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業者数計	区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	就業者数計	
平成7年	2,426	5,657	8,464	1	16,548	平成12年	2,036	5,751	9,593	19	17,399	
平成12年	2,036	5,751	9,593	19	17,399	平成17年	1,920	5,257	10,251	24	17,452	
平成17年	1,920	5,257	10,251	24	17,452	平成22年	<u>1,509</u>	<u>4,813</u>	<u>9,691</u>	<u>205</u>	<u>16,218</u>	
(国勢調査)						(国勢調査)						
<p>第3 過去の災害</p> <p>災害は自然災害と人為的災害に分けられるが、本町の過去における災害を見るとその規模、被害額においては、風水害、地震の自然災害が最も多く、人為的災害としては、発生件数において最も多い火災があげられる。災害事例は資料編(16～20頁、「過去の災害」)に添付する。</p>						<p>第3 過去の災害</p> <p>災害は自然災害と人為的災害に分けられるが、本町の過去における災害を見るとその規模、被害額においては、風水害、地震の自然災害が最も多く、人為的災害としては、発生件数において最も多い火災があげられる。災害事例は資料編(16～20頁、「過去の災害」)に添付する。</p>						
<p>第4 東日本大震災の地震の概況</p> <p>1 地震の発生状況</p> <p><u>平成23年3月11日14時46分18.1秒、三陸沖(北緯38°06.2′東経142°51.6′震源の深さ24km)でマグニチュード(M)9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱から1を観測した。</u></p> <p><u>気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」(英語名: The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake)と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。「東日本大震災」(M9.0)は、国内観測史上最大規模の地震となる(災害時地震・津波速報 平成23年(2011年)東北地方太平</u></p>												

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備 考								
	<p>洋沖地震 (気象庁による。)</p> <p>なお、県内で震度6弱以上を観測した地域は次のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="1072 331 1816 663"> <thead> <tr> <th>震度</th> <th>市区町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>栗原市</td> </tr> <tr> <td>6強</td> <td>仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町</td> </tr> <tr> <td>6弱</td> <td>仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">推計震度分布図</p> <p style="text-align: right;">気象庁資料</p>	震度	市区町村	7	栗原市	6強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町	6弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町	
震度	市区町村									
7	栗原市									
6強	仙台市宮城野区、石巻市、塩竈市、名取市、登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、川崎町、山元町、大衡村、涌谷町及び美里町									
6弱	仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び南三陸町									

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備 考
	<p>2 震源域</p> <p>震源域が東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km と広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震であった。</p>  <p style="text-align: center;">震央分布図</p> <p style="text-align: right;">気象庁資料</p> <p>第5 東日本大震災の主な特徴</p> <p>東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、県内のほとんどで震度6弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。</p> <p>地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を</p>	<p>備考</p> <p>・「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 (H23内閣府中央防災会議)」参照</p>

第1章 総 則

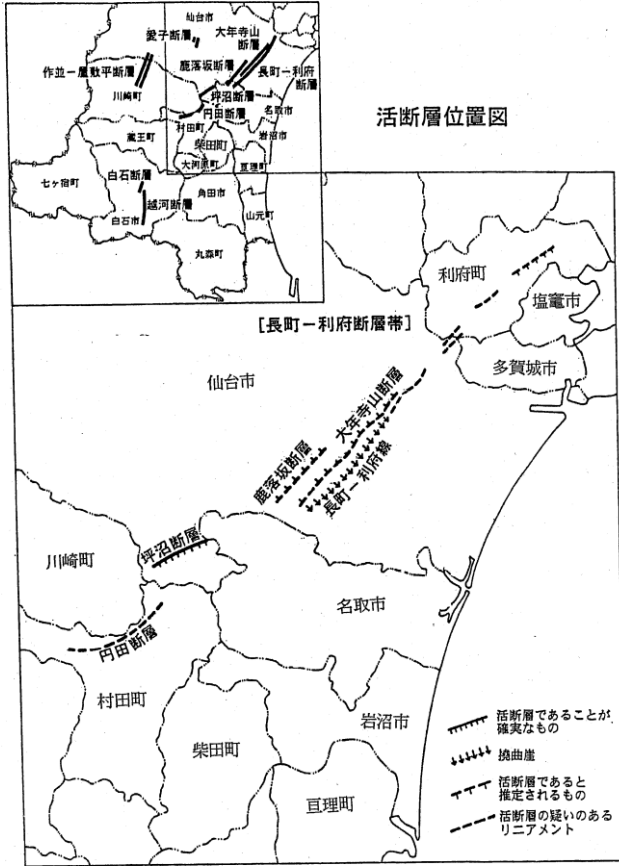
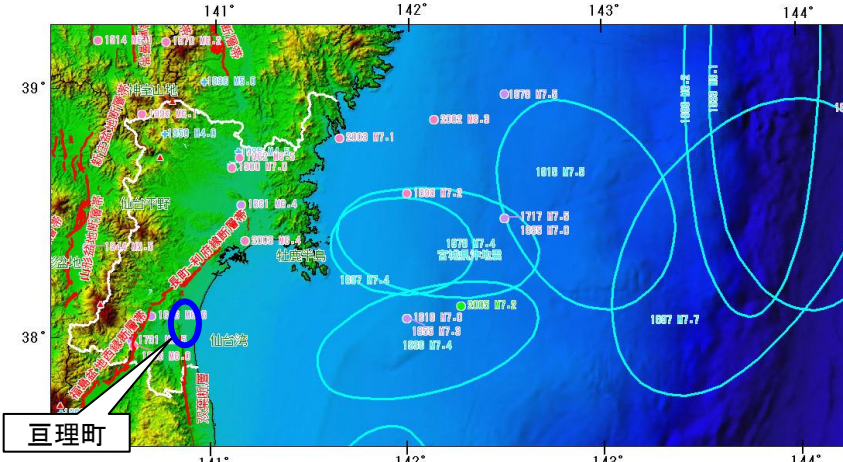
修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
	<p>考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道などで液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベータの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。</p> <p>今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。</p> <p>1 行政機能の喪失 東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。</p> <p>2 大規模広域災害 東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。</p> <p>3 物資の不足 東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。また、多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。</p> <p>4 不十分な災害時要援護者対策 県内では、高齢者、障害者等の災害時要援護者について、災害時要援護者支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、災害時要援護者への対策が十分とは言えなかった。</p> <p>5 地域防災力の不足 沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。</p> <p>6 地震の揺れによる被害拡大 建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急</p>	<p>・「東日本大震災-宮城県の6ヶ月間の災害対応とその検証-(H23宮城県)」の反映</p> <p>・「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書(H23 総務省消防庁)」の反映</p>

第1章 総 則

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備 考
	<p><u>対策活動の阻害の要因となっていた。</u></p> <p><u>7 避難指示等の住民への情報途絶</u></p> <p><u>東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。</u></p>	

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備考
	<p>第4節 対象とする地震</p> <p><u>宮城県では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。</u></p> <p><u>このため、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努める。</u></p> <p>第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方</p> <p><u>県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。</u></p> <p><u>今後、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。</u></p> <p><u>また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。</u></p> <p>第2 想定される地震の考え方</p> <p><u>地震対策を講じるに当たり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。</u></p> <p><u>1 海溝型地震（東北地方太平洋沖地震）</u> <u>東北地方太平洋沖地震のような発生確率は低いが、最大クラスの海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動</u></p> <p><u>2 海溝型地震（宮城県沖地震（単独・連動））</u> <u>周期的に発生する宮城県沖地震</u></p> <p><u>3 内陸直下型地震（長町－利府線断層帯、双葉断層の地震）</u> <u>発生確率は低いが、内陸直下型地震（長町－利府線断層帯、双葉断層）に起因する地震動</u></p>	<p>宮城県地域防災計画の反映</p>

第1章 総則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p style="text-align: center;">活断層位置図</p>  <p style="text-align: center;">活断層位置図</p>	<p style="text-align: center;">活断層位置図</p>  <p style="text-align: center;">活断層位置図</p> <p style="text-align: center;">出展：「地震動予測地図」（文部科学省 地震調査研究推進本部）</p>	<p>備考</p>
<p>第4 地震による被害想定</p> <p>地震による被害想定については、平成14～15年に宮城県で実施された「第三次地震被害想定調査」を基に下記の地震を想定する。</p> <p>1 宮城県沖想定地震(単独)</p>	<p>第3 地震被害想定について</p> <p>宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から8年が</p>	

第1章 総 則

修正前（ <u>震災対策編</u> ）	修正後（ <u>地震対策編</u> ）	備 考
<p>2 <u>宮城県沖想定地震(連動)</u></p> <p>3 <u>長町・利府線断層帯による想定地震</u></p> <p>4 <u>亘理町における地震被害想定</u></p> <p><u>宮城県第三次地震被害想定調査によれば、亘理町の建物、火災及び人的被害は次のように想定されている。本計画ではこの想定に基づき震災対策を定めるものとする。（ライフライン等の被害想定については、資料編(21 頁、「ライフライン等の被害想定」）を参照）</u></p>	<p><u>経過した平成 23 年度に、沿岸部の土地利用状況や建造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。</u></p> <p><u>次期被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。</u></p>	

第1章 総 則

修正前 (震災対策編)	修正後 (地震対策編)	備考
<p>第4節 亘理町地域防災計画の方向</p> <p>第1 亘理町の防災上の課題</p> <p>1 高い災害の危険性</p> <p>本町は、その自然条件から台風・洪水・高潮・地震・津波等多種の災害発生原因を内包し、現在まで数多い生命と財産が災害のため失われている。</p> <p>また、本町を流れる阿武隈川や小河川は、これまでに幾度となく洪水や内水氾濫等の災害を起こし、積極的な河川改修や土地改良により災害の危険性は少なくなってきたものの、地形上潜在的な災害の危険性がなくなったとはいえない。</p> <p>さらに、西部の丘陵地や市街地に接する斜面は傾斜の急なところが多く、今後も危険箇所を調査・指定し治山事業等を積極的に進めていく必要がある。</p> <p><u>地震については、昭和53年に起きた宮城県沖地震のような海洋型地震のほかに、平成7年の阪神・淡路大地震のような活断層による内陸直下型の地震についても対策を講じる必要がある。</u></p> <p><u>本町でも大規模な地震が発生した場合、亘理、荒浜、吉田、逢隈の市街地等を中心に多くの被害が予想されるとともに、液状化の発生も懸念されており、これらに対応した災害対策を進める必要がある。</u></p> <p>2 多様なニーズに対応した土地利用</p> <p>本町は安定した人口増加を続けているが、新たな工業用地の確保や時代のニーズにあった産業振興等、業務機能の強化も求められている。</p> <p>このため、今後も土地区画整理事業や土地開発等を進めていくなか、土地の改変に伴い増大する災害の危険性をできるだけ少なくするよう配慮していく必要がある。そして災害に強い骨格を持った町をつくりあげていく必要がある。</p> <p>3 必要な防災意識の向上</p> <p>災害に強い町をつくるには、町や関係機関による対策だけではなく、住民自身が「自分たちの町は自分たちで守る」という意識を持つことが大切である。また、災害時の初期段階では、消防署や自衛隊等の救助が来るまでの間、自らの判断による対応が必要になるととも</p>	<p>第5節 亘理町地域防災計画の方向</p> <p>第1 亘理町の防災上の課題</p> <p>1 高い災害の危険性</p> <p>本町は、その自然条件から台風・洪水・高潮・地震・津波等多種の災害発生原因を内包し、現在まで数多い生命と財産が災害のため失われている。</p> <p>また、本町を流れる阿武隈川は、これまでに幾度となく洪水や内水氾濫等の災害を起こし、積極的な河川改修や土地改良により災害の危険性は少なくなってきたものの、地形上潜在的な災害の危険性がなくなったとはいえない。</p> <p>さらに、西部の丘陵地や市街地に接する斜面は傾斜の急なところが多く、今後も危険箇所を調査・指定し治山事業等を積極的に進めていく必要がある。</p> <p>2 多様なニーズに対応した土地利用</p> <p>本町は、<u>これまで安定した人口増加を続けてきたが、今後は減少傾向と予測されており、新たな工業用地の確保や時代のニーズにあった産業振興等、業務機能の強化も求められている。</u></p> <p>このため、今後も土地区画整理事業や土地開発等を進めていくなか、土地の改変に伴い増大する災害の危険性をできるだけ少なくするよう配慮していく必要がある。そして災害に強い骨格を持った町をつくりあげていく必要がある。</p> <p>3 必要な防災意識の向上</p> <p>災害に強い町をつくるには、町や関係機関による対策だけではなく、住民自身が「自分たちの町は自分たちで守る」という意識を持つことが大切である。また、災害時の初期段階では、消防署や自衛隊等の救助が来るまでの間、自らの判断による対応が必要になるととも</p>	

第1章 総 則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備 考
<p>に、互いに助け合って避難、救助等を行わなければならない。しかし、本町では、新しく町に住む人たちが増加しており、地域によっては近所のつながりが次第に薄れつつある。</p> <p><u>そこで、日頃から地域のつながりを強めるよう努めながら、住民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の育成を支援し、町ぐるみの防災活動を進めていく必要がある。</u></p> <p>4 災害時要援護者等への対応</p> <p>本町でも、高齢化の進展や障害者(児)の増加、あるいは国際化の進展により外国人が増加しつつあるなか、災害時にこういった人たちへの情報伝達や避難等が円滑に行われるよう、きめ細かな対応に<u>努める必要がある。</u></p> <p>5 災害時の初動体制の確立</p> <p>災害が発生したときには、迅速で、かつどのような状況にも柔軟に対応できる組織体制を確立する必要がある。</p> <p>また、大規模な災害では、町の力だけでは対応が困難な場合が予想される。日頃から関係機関や近隣市町、県等と連携をとり、緊急時の応援が迅速に行われるよう努力するとともに、自衛隊との連携体制を強化する必要がある。</p> <p>6 情報の収集伝達体制の確立</p> <p>災害時には、情報を迅速かつ的確に収集・伝達することが、災害応急対策の成否の鍵を握るとともに、住民の安心にもつながる。</p> <p>そこで、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、被災により一部の情報伝達手段が機能しなくなった場合でも他の手段で代替できるよう、<u>昨今の情報通信技術の目覚ましい進展を活用し、複数の伝達手段を確保しておく必要がある。</u></p>	<p>に、互いに助け合って避難、救助等を行わなければならない。しかし、本町では、新しく町に住む人たちが増加しており、地域によっては近所のつながりが次第に薄れつつある。</p> <p>そこで、<u>住民、自主防災組織、企業等が行う「自助・共助」と町や防災関係機関等が行う「公助」を防災・減災の両輪として、一丸となった安全・安心なまちづくりを推進する必要がある。</u></p> <p><u>また、住民、自主防災組織、企業等は、町や諸団体が実施する様々な防災・減災の取り組みに積極的に参加したり、協働して取り組みを実施し、自らや家族、地域、事業所内の防災・減災力を強化するよう努める必要がある。</u></p> <p>4 災害時要援護者等への対応</p> <p>本町でも、高齢化の進展や障害者(児)の増加、あるいは国際化の進展により外国人が増加しつつあるなか、災害時にこういった人たちへの情報伝達や避難所等での健康維持など、様々な過程において、<u>多くの問題が介在している。</u></p> <p><u>そのため、平常時から災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、災害時要援護者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。</u></p> <p>5 災害時の初動体制の確立</p> <p>災害が発生したときには、迅速で、かつどのような状況にも柔軟に対応できる組織体制を確立する必要がある。</p> <p>また、大規模な災害では、町の力だけでは対応が困難な場合が予想される。日頃から関係機関や近隣市町、県等と連携をとり、緊急時の応援が迅速に行われるよう努力するとともに、自衛隊との連携体制を強化する必要がある。</p> <p>6 情報の収集伝達体制の確立</p> <p>災害時には、情報を迅速かつ的確に収集・伝達することが、災害応急対策の成否の鍵を握るとともに、住民の安心にもつながる。</p> <p>そこで、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、被災により一部の情報伝達手段が機能しなくなった場合でも他の手段で代替できるよう、<u>緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難勧告を伝達するなど、携帯電話、インターネット</u></p>	

第1章 総 則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備 考
<p>7 被災者への的確な対応 大規模な災害が起こっても十分対応できるよう、避難施設や物資等を確保するとともに、負傷者や病人等への迅速な医療活動を行える体制を整えておく必要がある。 また、ボランティアの人たちの活動が十分に生かされるような体制を整えておく必要がある。</p> <p>第2 基本理念 これらの課題を踏まえ、今後の防災対策を進める上での基本理念を次のとおりとする。</p> <p>1 自然との共存 町内に広がる緑豊かな丘陵地帯や地域を潤す河川は、町土保全機能など災害を抑止する重要な役割を担っていることから、これらの自然環境の長所を最大限に生かした土地利用に配慮しながら、災害に強い町づくりを推進するものとする。</p> <p>2 人づくり 天災による被害を大きくするか、最小限度にとどめるかは、人々の取組みにかかっている。 「自分たちの町は自分たちで守る」という意識の啓発に努め、<u>防災対策に積極的に取り組む人づくりを図る。</u></p> <p>3 連携 町や防災機関、住民やボランティアなど、すべての人たちが連携した有効な防災活動に努める。 また、<u>町の一部の地域が被災したときでも、他の地域から応援できる</u></p>	<p><u>ト等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。</u></p> <p>7 被災者への的確な対応 大規模な災害が起こっても十分対応できるよう、避難施設や物資等を確保するとともに、負傷者や病人等への迅速な医療活動を行える体制を整えておく必要がある。 また、ボランティアの人たちの活動が十分に生かされるような体制を整えておく必要がある。 <u>なお、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。</u></p> <p>第2 基本理念 これらの課題を踏まえ、今後の防災対策を進める上での基本理念を次のとおりとする。</p> <p>1 自然との共存 町内に広がる緑豊かな丘陵地帯や地域を潤す河川は、町土保全機能など災害を抑止する重要な役割を担っていることから、これらの自然環境の長所を最大限に生かした土地利用に配慮しながら、災害に強い町づくりを推進するものとする。</p> <p>2 人づくり 天災による被害を大きくするか、最小限度にとどめるかは、人々の取組みにかかっている。 「自分たちの町は自分たちで守る」という意識の啓発に努め、<u>災害時に自らの手で自らや家族を守る「自助」による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる「共助」の取組みを活性化させるとともに、行政として「公助」の再構築を図る。</u></p> <p>3 連携 <u>東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、町や防災機関、住民やボランティアなど、すべての人たちが連携した有効な防災活動に努める。</u> また、<u>近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間に</u></p>	

第1章 総 則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備 考
<p><u>ような連携体制を確立する。</u></p> <p>第3 基本目標 <u>豊かな自然と共生し、住民や関係機関など、総ぐるみで災害に強い町をつくるため、基本目標を次のとおり設定する。</u> <u>「思いやりの心で力を合わせ 安全で安心できる豊かなまちづくり」</u></p> <p>第4 施策の基本方向 1 災害予防対策 災害が起こらないよう、また災害が起こっても被害を最小限にくい止められるよう、治山・治水事業や排水施設の整備等を積極的に進めるとともに、土地区画整理事業などによる計画的な土地利用、建築物やライフライン施設の耐震化や不燃化等、災害に強い構造を持った町をつくりあげる。 また、大規模地震の際に懸念される液状化対策を進める。 災害が発生したときに迅速な対応が図られるよう、多方面からの応援部隊との連携体制を含めた防災体制を確立するとともに、多様な情報通信手段を確保する。 また、日頃から住民や事業所等の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成や防災訓練への参加を促進するとともに、町や防災関係機関等においても計画の周知及び各自の役割分担を明確にする。 大規模な災害、あるいは災害が長期化した場合にも耐えられるよう、医療体制や備蓄体制等を整える。 災害はいつ起こるか予断を許さないだけに、町の状況に応じた施策の優先順位を明確にし、不断の取組みに努める。</p> <p>2 災害応急対策 災害が発生した際、情報を迅速かつ的確に把握、伝達するとともに、</p>	<p><u>おける相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制とするほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>第3 基本目標 <u>災害に強いまちづくりの構築を行うとともに、保健・福祉・教育の各分野における安心のまちづくりを推進し、生涯を託せる安全・安心のまちづくりを確立するため、基本目標を次のとおり設定する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>安全・安心・元気のあるまち 亘理 <u>～亘理らしさを守り・生かした 町民が主役のまちづくり～</u></p> </div> <p>第4 施策の基本方向 1 災害予防対策 災害が起こらないよう、また災害が起こっても被害を最小限にくい止められるよう、治山・治水事業や排水施設の整備等を積極的に進めるとともに、土地区画整理事業などによる計画的な土地利用、建築物やライフライン施設の耐震化や不燃化等、災害に強い構造を持った町をつくりあげる。 また、大規模地震の際に懸念される液状化対策を進める。 災害が発生したときに迅速な対応が図られるよう、多方面からの応援部隊との連携体制を含めた防災体制を確立するとともに、多様な情報通信手段を確保する。 また、日頃から住民や事業所等の防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成や防災訓練への参加を促進するとともに、町や防災関係機関等においても計画の周知及び各自の役割分担を明確にする。 大規模な災害、あるいは災害が長期化した場合にも耐えられるよう、医療体制や備蓄体制等を整える。 災害はいつ起こるか予断を許さないだけに、町の状況に応じた施策の優先順位を明確にし、不断の取組みに努める。</p> <p>2 災害応急対策 災害が発生した際、情報を迅速かつ的確に把握、伝達するとともに</p>	<p>亘理町復興基本方針の反映</p>

第1章 総 則

修正前（震災対策編）	修正後（地震対策編）	備考
<p>さまざまな状況に応じた柔軟な防災体制を整える。</p> <p>地域住民等の協力のもと、迅速な救助、避難活動に努めるとともに、被災者の不安をできるだけ軽減できるような避難所生活・応急住宅生活を確保する。また、高齢者や障害者等の災害時要援護者、外国人への情報伝達、避難等へ十分配慮する。</p> <p>医療活動や避難生活が円滑に行われるよう、また、できるだけ早く通常の生活に戻れるよう、ライフライン施設の迅速な復旧を図るとともに、学校が避難所となった場合の対策も含め、児童生徒の学校生活の早期再開に努める。</p> <p>災害により、不幸にして家族や知人、あるいは住み慣れた家等を失ったショックや、災害そのものによるショック等を和らげられるよう、きめ細かな心のケアに努める。</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>災害から立ち直り、平和な生活や活発な産業活動が再開できるよう、被災者の要望を尊重しながら、復興支援に努める。</p> <p><u>善意で送られてきた義援金を、有効に活用できるよう十分に検討する。</u></p> <p>4 防災事業の推進</p> <p>(1)災害を除するため次の事項について長期計画を樹立し、その推進を図る。</p> <p>イ 治山・治水等の保全事業</p> <p>ロ 建物の不燃化、耐震性建築の普及促進</p> <p>ハ 災害危険区域に対する安全対策</p> <p>(2)地震対策緊急事業5 箇年計画一覧表(登載省略)</p>	<p>に、さまざまな状況に応じた柔軟な防災体制を整える。</p> <p>地域住民等の協力のもと、迅速な救助、避難活動に努めるとともに、被災者の不安をできるだけ軽減できるような避難所生活・応急住宅生活を確保する。また、高齢者や障害者等の災害時要援護者、外国人への情報伝達、避難等へ十分配慮する。</p> <p>医療活動や避難生活が円滑に行われるよう、また、できるだけ早く通常の生活に戻れるよう、ライフライン施設の迅速な復旧を図るとともに、学校が避難所となった場合の対策も含め、児童生徒の学校生活の早期再開に努める。</p> <p>災害により、不幸にして家族や知人、あるいは住み慣れた家等を失ったショックや、災害そのものによるショック等を和らげられるよう、きめ細かな心のケアに努める。</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>災害から立ち直り、平和な生活や活発な産業活動が再開できるよう、<u>被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等</u>を図り、<u>より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくり</u>を目指す。</p> <p>4 防災事業の推進</p> <p>(1)災害を除するため次の事項について長期計画を樹立し、その推進を図る。</p> <p>イ 治山・治水等の保全事業</p> <p>ロ 建物の不燃化、耐震性建築の普及促進</p> <p>ハ 災害危険区域に対する安全対策</p> <p>(2)地震対策緊急事業5 箇年計画一覧表(登載省略)</p>	